

成年後見制度における中核機関(川越市成年後見センター)の開設について

1 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、その他の精神上の障害があることにより物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を家庭裁判所が選任することで、財産管理や身上監護(福祉サービスの利用や施設の入退所手続きなどの支援)を行い、本人を法律的に支援する制度です。

2 中核機関の概要

- (1) 運営開始 令和3年4月1日
- (2) 運営方法 川越市社会福祉協議会に委託
- (3) 名称 川越市成年後見センター(愛称:こうけん♡かわごえ)
- (4) 人員体制 2名
- (5) 市との棲み分け

社協 — 市民がはじめに相談するところ。交通整理を行い、必要な機関に繋がります。

市 — 市長申立て※1と報酬助成※2を主に行います。

※1 市長申立て…成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人及び親族による後見等開始の申立てが難しい人に対し、市長が家庭裁判所に後見等開始の請求を行う。

※2 報酬助成…経済的な理由が成年後見制度の利用の妨げにならないよう、後見人等に対する報酬の助成を行う。

広報川越(令和3年4月号)

成年後見センターの案内
所在地:小仙波町二丁目50-2 社会福祉協議会内(オアシス3階)
開設日時:月~金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前8時30分~午後5時15分
問い合わせ:☎225-5703 ☎226-7666

市では4月1日(木)、川越市成年後見センター(愛称:こうけん♡かわごえ)を社会福祉協議会内(オアシス3階)に開設します。認知症や知的障害、精神障害などのある方が安心して地域で暮らし、個々の事情に応じて適切に成年後見制度を利用できるよう、各種相談に応じるとともに、申し立て手続きや関係機



職員が一人ひとりに合った相談に応じます

4月1日(木)
オープン

成年後見センターをオアシスに開設!

高齢者いきがい課 ☎224-5809

☎229-4382

関の案内などの支援を行います。

相談は一般相談のほか、弁護士による専門相談(予約制)もあります。ご希望の方は同センターまでお尋ねください。費用は無料です。

成年後見制度とは

認知症、知的障害、その他の精神上の障害があることにより物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を家庭裁判所が選任することで、財産管理や身上監護(福祉サービスの利用や施設の入退所手続きなどの支援)を行い、本人を法律的に支援する制度です。

この制度の利用には、家庭裁判所への申し立てが必要となります。申し立ては、本人、配偶者、4親等以内の親族等が行えます。

例えばこんなとき……

「最近物忘れがひどくなってきたので、財産管理などが不安になった」「認知症と診断された一人暮らしの母を、悪質商法などから守りたい」など、気軽に相談ください。

